

平成 23 年 12 月 21 日
環境省環境影響評価課

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行に向けた取組について（続報）

計画段階配慮手続（戦略的環境アセスメント）の新設や環境保全措置等の結果の報告・公表手続の具体化などを内容とする「環境影響評価法の一部を改正する法律案」については、昨年の通常国会に提出され、一年に亘る審議の後、平成 23 年 4 月に成立、公布された。

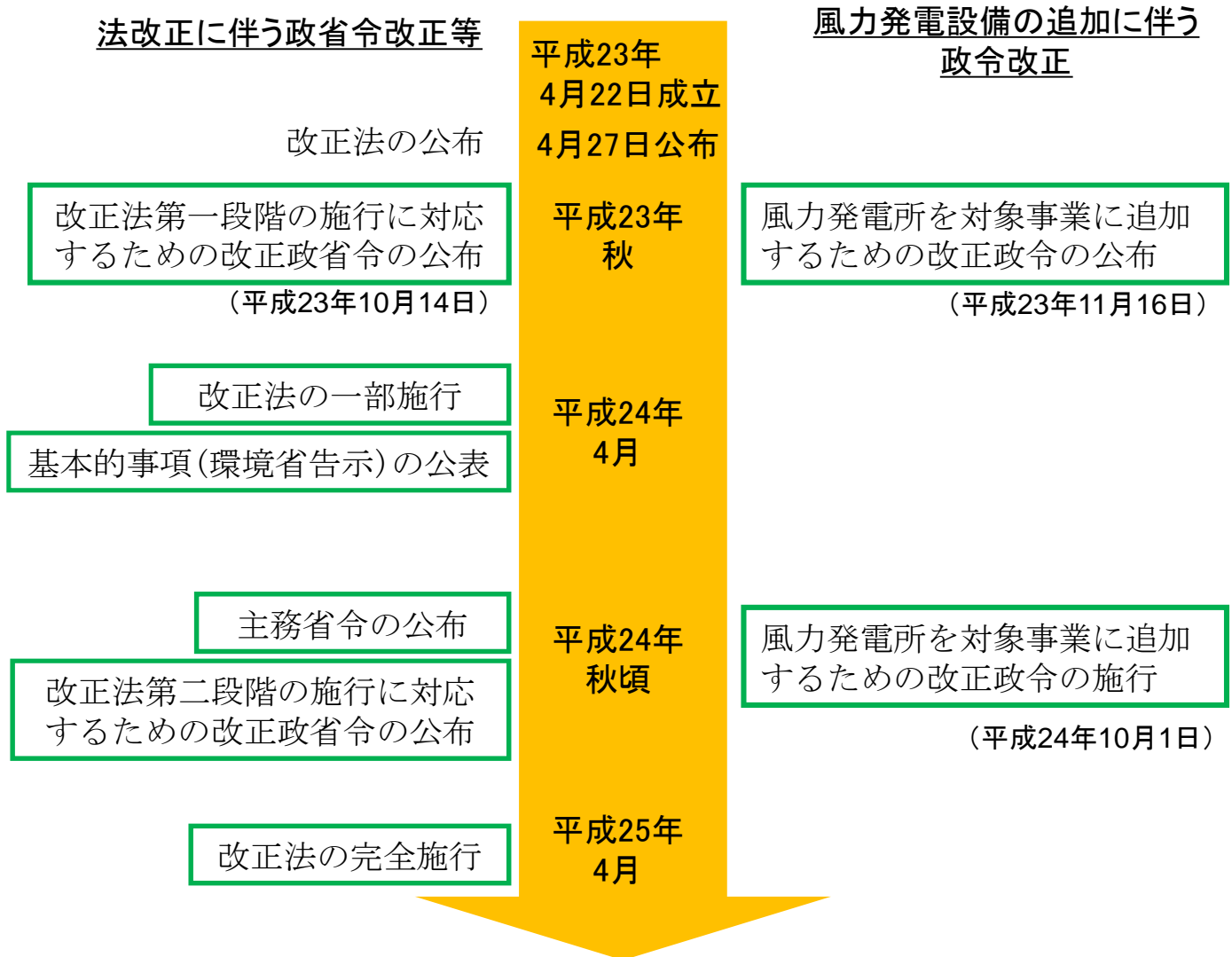
これを受け、

- ① 平成 24 年 4 月に施行される法改正事項に係る施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令が、平成 23 年 10 月 14 日に公布されたところ。また風力発電施設を法の対象事業とする施行令の一部を改正する政令が同年 11 月 16 日に公布されたところ。
- ② 環境影響評価の具体的な実施方法（基準・指針）に関する事業種横断的な基本的事項（環境省告示）を見直すべく、6 月より検討会を開催。パブリックコメントを実施の上、検討結果をとりまとめ、来年 4 月に新しい基本的事項を策定・公表する。

なお、改正法に対応するための主務省令の改正については、新基本的事項の策定・公表後、各所管府省において行われる予定。

今後想定されるスケジュール等

1. 今後想定されるスケジュール



2. 法改正事項

○平成24年4月に施行される法改正事項

- ・ 交付金事業を対象事業に追加
- ・ 方法書段階での説明会の開催の義務化
- ・ 電子縦覧の義務化
- ・ 政令で定める市からの直接の意見提出手続の新設
- ・ 方法書段階における環境大臣意見提出手続の新設
- ・ 都道府県知事等が許認可権者の場合の環境大臣助言手続の新設

○平成25年4月に施行される法改正事項

- ・ 計画段階配慮書の手続の新設
- ・ 環境保全措置等の公表等

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要（改正法関係）

1. 背景

本年4月27日に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号。以下「改正法」という。）第1条の施行に伴い、環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）の一部を改正する政令が平成23年10月14日に公布された。

2. 内容

（1）対象事業の要件に、交付金の交付を受けて実施される事業を追加（改正法による改正後の環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第2項第2号ロ）

地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金を指定。

（2）事業者へ直接意見を述べる市を指定（法第10条第4項）

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

（3）免許等を行う者になり得る公法上の法人を指定（法第23条の2）

港湾法第4条第1項の規定による港務局とする。

（4）その他

都市計画に定められる対象事業等に関する所要の改正

3. 施行期日

平成24年4月1日

環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令の概要

1. 背景

本年4月27日に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律(平成23年法律第27号。以下「改正法」という。)第1条の施行に伴い、環境影響評価法施行規則(平成10年総理府令第37号。以下「施行規則」という。)の一部を改正する省令が平成23年10月14日に公布された。

2. 内容

(1) インターネットによる公表(改正法による改正後の環境影響評価法(以下「法」という。)第7条、第16条、第27条)

事業者は、以下のうち適切な方法により、方法書、準備書、評価書の公表を行うものとする。

- ・自らのウェブサイトへの掲載
- ・関係都道府県又は関係市町村の協力を得て、当該地方公共団体のウェブサイトに掲載すること

(2) 方法書説明会の開催(法第7条の2第1項)

方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(3) 方法書説明会の開催の公告(法第7条の2第2項)

方法書説明会の開催の公告の方法については、施行規則第1条の規定を準用し、公告事項は、次に掲げるものとする。

- ・事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・対象事業の名称、種類及び規模
- ・対象事業が実施されるべき区域
- ・関係地域の範囲
- ・方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(4) 方法書説明会の不開催に係る事業者の責めに帰することができない事由(法第7条の2第4項)

- ・天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

- ・事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(5) 学識経験を有する者からの意見聴取（法第 11 条第 3 項、法第 23 条）

環境大臣は、意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

(6) その他

都市計画に定められる対象事業等に関する所要の改正

3. 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要（風力関係）

1. 背景

中央環境審議会においてとりまとめられた「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」（平成 22 年 2 月 22 日）において、「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべき」とされ、これに基づき「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」において検討がなされ、報告書がとりまとめられた。（平成 23 年 6 月 21 日）

この報告書に基づき、風力発電所の設置の工事業等を環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業とするため、必要な要件等を定めるべく環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号。以下「施行令」という。）の一部を改正する政令が平成 23 年 11 月 16 日に公布された。

2. 内容

（1）対象事業の規模要件（別表第 1 関係）

出力が 1 万 kW 以上である風力発電所の設置の工事業を第一種事業とし、出力が 7,500kW 以上 1 万 kW 未満である風力発電所の設置の工事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。

（2）軽微な修正の要件（別表第 2 関係）

発電所の出力が 10%以上増加しないこと、修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

（3）軽微な変更の要件（別表第 3 関係）

発電所の出力が 10%以上増加しないこと、変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと、発電設備の位置が 100 メートル以上移動しないことを要件とする。

（4）その他

法 54 条第 1 項における政令委任事項については、施行令第 13 条の規定を準用する。

3. 施行期日

施行：平成 24 年 10 月 1 日